

社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会理事・監事・評議員・  
各種委員会委員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 理事・監事・評議員及び各種委員会委員又は各種委員会等の求めにより出席した関係人(以下、「役員等」という。)に対する費用弁償に関しては、この規程の定めるところによる。

(費用弁償)

第2条 役員等が職務のため市内の会議等に出席したときは、費用弁償として日額2,000円(以下、日額という。)を支給する。ただし、交通費の実費が日額を超えるときは、当該日額に代えて社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会職員旅費規程に基づく旅費を支払うことができる。

(委任)

第3条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年5月22日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成3年2月1日から施行し、平成2年12月21日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月9日から施行する。